

令和 7 年分の所得税及び個人事業者の 消費税確定申告期の行政協力について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 7 年分の所得税及び個人事業者の消費税確定申告期を迎え、間税会は前年に引き続き、下記により税務行政に協力したいと存じます。

つきましては、趣旨にご理解を賜りまして、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 早期適正申告・期限内納付の実践

令和 7 年分の所得税及び復興特別所得税確定申告書の提出期限及び納期限は 3 月 16 日（月）（振替納税の場合の振替日は 4 月 23 日（木））、個人事業者の消費税確定申告書の提出期限及び納期限は 3 月 31 日（火）（振替納税の場合の振替日は 4 月 30 日（木））となっているので、会員事業者は、率先して早期適正申告・期限内納付を実践することとする。

確定申告に当たっては、令和 8 年 1 月 15 日付全間連会報 165 号に、「令和 7 年分所得税及び消費税の確定申告について」として、確定申告に際しての注意事項などが掲載されるので、これを参考にして誤りのないようお願いしたい。

2 e-Tax の利用促進等

確定申告に当たっては、会員事業者は自ら e-Tax（税理士に委嘱している場合には、税理士の代理送信）を利用するよう努めるとともに、会員以外の者に対しても e-Tax の利用を呼び掛けるなど、利用促進に努めることとする。

また、納税については、できるだけ振替納税又は e-Tax による電子納税（インターネットバンキング・ダイレクト納付）を利用することとする。

3 税務署の閉庁日対応の周知

令和 7 年分確定申告期において実施される税務署の閉庁日対応は、令和 8 年 3 月 1 日（日）となっていることから、適宜な方法で周知に努めることとする。

4 早期適正申告・期限内納付の広報

所得税及び個人事業者の消費税確定申告書の早期提出、適正申告、期限内納付・振替納税、e-Tax の利用の呼びかけなどについて、広報を実施することとする。

この広報は、立看板・広告塔の設置、懸垂幕・横断幕の掲示、宣伝カーによる呼びかけなど、地域に即した効果的な方法によることとする。

5 税繁期の税務署への応援

役員及び青年部は、税務署からの要請等を踏まえ、確定申告期の混雑緩和につながるよう、積極的に税務署の応援をすることとする。